

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月22日(木) 午後1時30分から午後1時52分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓		
会長職務代理者	2番	山本光雄		
委員	3番	日下正人		
	4番	笠井博美		
	5番	國原和彦		
	6番	長江操		
	7番	大西克史		
	9番	大仲香織		
	10番	松長護		
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番	河原功	
	嵯峨地区	12番	大岩和久	
	宮前東地区	13番	池田吉信	
	宮前西地区	14番	中野實	

4. 欠席委員 (1人) 8番 森本允補

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

書記 池上美紗子





事務局 利用権と一緒に合意解約で、またその後も中間管理機構を通しての契約です。所有者の方が希望するのであればまた中間管理機構でマッチング作業をします。

議長 中間管理機構は10年の契約をしていても、探さないのですか。

事務局 契約はこれで、単発で。

10番 手数料はいらないのですか。

事務局 手数料はいりません。全部してくれるというか、間に入るというか。中間管理機構を使った場合、県内全域から、村内だったらある程度限られてくるのですが。県内の借り手希望の方とマッチングをしてくれるので、出すだけ出しておいても良いと思います。

議長 ■さんに聞いたら、ハウスの下は石がたくさんあるということで、それを除けてからです。ハウスは撤去してます。

2番 賃料は無料ですか。

事務局 賃料は無料です。有料の場合は中間管理機構から借り手の方に支払いとなっています。

12番 10年という期間になっていますが、例えば、■さんが出来なくなった場合は中間管理機構が責任もって人を探してくれるのですか。

議長 違うみたいです。

事務局 契約の内容が10年ということで、利用権と同じで10年契約してたけどどちらかが出来なくなったら合意解約という形になって終了です。

2番 そのあと借り手がつくかどうかはわからないけど、引き続き中間管理機構に預ける事は可能ということですよ。

事務局 はい。可能です。

2番 これは、中間管理機構が努力して■さんを見つけきたのか、■さんともともと話が出来ていたのをマッチングしたんですか。

議長 話できてからですね。

2番 ですよ。佐那河内で中間管理機構を通してというのはなかなか。

議長 ■さん、農業法人も話をしていたのですが、来年やってくれるかどうかははっきりしなかったのものでそれでは困るということで、■さんをお願いしたようです。■さんが世話してくれて。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項はありません。

議長 特に報告事項は無いようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。  
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年11月総会

を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 國原 和彦

佐那河内村農業委員会委員 長江 操